

鳥取県告示第 636 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字湯原字寺ノ前171、172、字宮ノ元205、217から219まで、219の1、220から222まで、222の1、223、字サン谷226から228まで、230、230の1、231、231の1、231の2、232、233、233の1、234から238まで、238の1、239、239の1、239の2、240、240の1、240の3から240の5まで、241、242、字隈田265の1、266から268まで、268の1、269、270、270の1、270の2、271、271の1から271の3まで、272、278、278の2、523、529の1、529の2、字高畦314、315、315の2、316、316の1、317の1、318から322まで、325、326、328、329、329の1、331、字イノ原谷347の2から347の5まで、347の7から347の30まで、347の32、字下瀧谷352、374、374の2、374の5、字中野谷380から384まで、385の2、386の4、387から392まで、392の1、393、394、397の1、397の2、398から400まで、400の1、400の2、401から406まで、406の1、407、407の1、408、409、411、412、414、415、字奥ノ谷420から423まで、425、428、429の1、430、430の1、431、431の1、432、432の1、433、433の1、434、435、435の1、436から438まで、438の1、439、440、440の1、441、441の1、441の2、442、445、446、446の1、447、448、448の1、449、450、450の1、451、451の1、452から454まで、457、457の1、458の1、458の2、459、461から465まで、465の1、466、467、470、470の1、字上ノ瀧谷472、473、473の1、474、475の1から475の13まで、476から482まで、字コウマキ483から485まで、486の1から486の3まで、487、488、488の1、489、491、492、492の1、字アゼチ493の1、493の2、494、497から503まで、504の1から504の5まで、504の14から504の16まで、504の18から504の26まで、504の28から504の45まで、字サン谷山505から522まで、字大サコ524、525、527の1、527の2、528、530、530の1、531から535まで、537の2、538の1、538の2、539から543まで、大字淵見字深山ノ上667、667の1、668、668の1、669、671、671の1、672の1、675の8、693の1、字巻ノ谷910、910の1、910の2、911、911の1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）